国家と教会(2)

--- Hobbes の政治哲学に関する一考察 ---

西村 嘉彦

(5) Commonwealth

ホッブズの主著 "Leviathan" は、詳しくいうと "The Matter, Form, and Power of a Commonwealth, Ecclesiastical and Civil", つまり「教会的コモンウェルス」と「市民的〔i. e. 政治的〕コモンウェルスという二つのコモンウェルスの素材、形態および権力についての考察であるが、しかし、それは単に二種類のコモンウェルスをただ並列的に比較して検討するだけの作業でなくして、実は両者の質的相違や、またその対立点ないし摩擦面についての複雑なかかわりをめぐって彼の見解を示そうとする野心的な労作なのである。

Commonwealth とは、字義に即していえば「共通の目的と利益とでむすばれた連合体」であり、現在たとえば the British Commonwealth は大英連邦という意味になろう。また、このことばは "Body politic" として「国家」と同じ意味にも用いられる。だが、ホッブズが生きていたイギリス革命の時代 Commonwealth は、Cromwell が樹立した「自由共和国」〔広義では1649年から1660年の王政復古までの政体、狭義ではクロムウェル父子が確立した1653年以後1660年までの Protectorate の政治体制を指す〕の意味をもつからして、ホッブズがコモンウェルスと呼んだ実際の意図は奈辺にあったのか、うがったせんさくも可能ではある。

ところで Commonwealth の語義について筆者が参照させてもらった R. Polin の研究書によると、このことばは Commonwealth と同じく「安寧」もしくは「繁栄」を意味する古代イギリス語の Wela または Weola に由来しているが、ホッブズの時代においても決してふだん一般的に用いられていることばではなかった。したがってコモンウェルスはもともと「共同の安寧」、「共同の繁栄」の意味であったが、しかし16世紀の初めごろから「政治体」(un corps politique)、「独立した政治的共同体」(une communauté politique indépendante)、「とりわけ人民が最高権力を自由に使えるような政治体」(en

particulier lorsque le peuple dispose du pouvoir suprême)の意味をおびてきた。ホップズも一時 Common-wealth と、中間にハイフンを入れた書きかたをして、このことばの原義に戻したいような綴りかたをしているが、しかし彼の標準的な用法としては「国家」(État)、しかもそれは1640年以降考えてきた「国家」を意味していた。

以上は Polin の研究書を参考にしたコモンウェルスの意味の説明であるが、1640年といえば、それは Cromwell が「自由共和国」として Commonwealth の政体を確立した 1653年より大分以前のことになる。またホッブズは自分の著作のなかで、コモンウェルスという呼称のほかに、civil society とか、あるいは時たま city〔Lat. civitas〕とかの名称を用いており、その場合は「市民社会」と訳したくなるが、その訳語では17世紀にイギリスで勢力を伸ばしてきた市民、つまりブルジョワ階級の社会の意味あいが強まり、公権によって統合さるべき「国家」の概念が薄められてくる。したがって、ホッブズのCommonwealth は邦訳としては一応「国家」としても差しつかえあるまい。

さて、ホッブズは "Leviathan" の第III 部第17章において次のように語っている。すなわち、人びとは本来「自由と他人を支配することを好む」が、自分が束縛されることを好まない。それにもかかわらずその「束縛」を受け入れるのは、あの悲惨な戦争状態から解放されて、自分たちを保全し、そしてより一そう満足できる生活をおくりたいと思うからである。また悲惨な戦争状態が生じてくる原因は人びとが持つさまざまな悪しき情念であるから、これらの情念を抑えつけ、そして justice, equity, modesty, mercy などの諸徳から成りたっている「自然法」を順守し、もしこの「法」を守らないときには処罰されるぞという「処罰への恐怖」を与えるなんらかの「目に見える権力」(the visible power to keep them in awe)が必要である。だが、かかる権力は自然法から得られるものではない。必要なのは起源を異にする「公権力」である。それを簡潔に表現しているのが、"Covenants、without the sword、are but words、and of no strength to secure a man at all." (E. W. III、chap. xwii、p. 154)

では、この「剣」あるいは「目に見える力」とは一体どのようなものであり、またどのようにしてその権力は現出してくるのだろうか。ホッブズは言う、それは外敵の侵入を防ぎ、またお互の侵害を防いで、自分たちを保全してくれ、そして自分たちの勤労と大地から得られる収穫によっておのが身を養い、満足な生活ができるようにしてくれる力をもった「共通の権力」(a common power)を樹立することによってであり、さらにこの権力を打ちたてるただ一つの道は "to confer all their power and strength upon one man, or upon one assembly of men, that may reduce all their wills, by plurality of voices, unto one will;" (E. W. III, p. 157) であると説かれている。

したがって、ホッブズが考えた Commonwealth の定義は次のように記述される。"one person, of whose acts a great multitude, by mutual covenants one with another,

have made themselves every one the author, to the end he may use the strength and means of them all, as he shall think expedient, for their peace and common defence." (E. W. III, chap. xvii, p. 158) ここで"one person"と呼ばれているのは、もちろん「君主」(monarch)、つまり「最高権力」(sovereign power)の所有者にほかならない。

上述の文章において注目されるのは、ホッブズが「主権」の成立基盤を「人びとの相互信約」(mutual covenants one with another)のなかにおいていること、またこの主権の保持者をモナークと呼び、それに服従すべきものを subjects (臣民または市民)と呼んでいる点である。このように、主権の基盤を「人びとの相互契約」におこうとする構想は、やがて18世紀の啓蒙思想家たちに引きつがれてくるものだが、17世紀中ごろのイギリスにおいてはかなり思い切った発言であり、王党派の人たちにとってはもちろんのこと、革命政権派の人たちにとっても看過しがたいものであったろう。

次にホッブズは、"Leviathan" 第II部第8章において、「契約によって成立した主権」つまり Monarch がもつ権限について詳述しているが、本稿の主目的は「国家と教会」、すなわち、市民的コモンウェルスと教会的コモンウェルスとの根本的な相違、それにもかかわらず、実際問題としてこれら二つのコモンウェルスのあいだにかもしだされるむつかしいトラブルが続発している時代においてホッブズがそれらの問題をどのように処理すべきものと考えたかについて考察を進めることである。

(6) キリスト教的コモンウェルス

「リヴァイアサン」第III部第22章は,"Of the principles of christian politics" と題されているが,ここでホッブズは,キリスト教的政治学の諸原理を抽出する方法論的考察から出発している。というのは,ホッブズによれば,彼はすでに第II部において「主権者の権利」と「臣民の義務」とを「自然の原理」(principles of nature only)からのみ引きだしてきたとしている。ここで「自然の原理」というのは,"the nature of men, known to us by exprience"と,"definitions of such words as are essential to all political reasoning, usually agreed on",によるものだとしている。

だが、キリスト教的コモンウェルスの政治的原理もこれと同様な仕方で抽出できるのであろうか。ホッブズは言う。キリスト教的コモンウェルスの本性と諸権利とは "supernatural revelations of the will of God" にもとづくところ大である。すなわち、ここで大きなウエイトを占めるのは "not only the natural word of God, but also the prophetical" (E. W. III, p. 359) でなければならないと。「神の自然的なことば」とは Abraham にたいして、あるいは Moses にたいして発せられたものであろうし、「予言的

なことば」とは多くの予言者たちが神の来臨を望んで、イスラエルの民に向かってその心がまえを保持すべしと心底から発した痛切な叫び声であったろう。しかし、これらの予言者が真正な予言者であるがどうかを確める証拠は、彼らの説教が本当に神の打ちたてた教義に即したものであり、またそれらの説教に奇跡がともなうことを不可欠の条件としている。その意味で"The word of God delivered by prophets is the main principle of Christian politics"という見出しがつけられているのであろう。

だが、その場合でも、放棄してならないのは our senses and experience であり、ま た our natural reason (that which is the undoubted word of God) であるという。 われわれのもつ感覚と経験,それから自然的理性の三つはあくまで堅持さるべき論究と 証明の手段であると強調されている。啓示ないし神のことばと人間がもつ理性とは往々 相反的に解され、事あるごとに論争の種になるものだが、ホッブズは先手を打って、自 然的理性は「疑いなき神のみことば」あるいは「救世主の再臨まで神がわれわれに托さ れた才能(talents)」である。したがって、この貴重なtalents〔貴重な財貨である才能〕 を the napkin of an implicit faith〔この財貨に手をつけずに黙って信仰というナプキ ンに包みこんでおくこと〕に包みこまずに、むしろ justice, peace, true religion など を買いとるために有効に使うべきである。また神のことばの中には、自然的理性によっ て論証もできねば、論駁もできないものがたくさんあるが、理性に反するものは何もな い。above reason であっても contrary to reason ではない。譬え話を引いてホッブズ はいう、宗教のなかにある諸神秘は、病人によく効く丸薬のようなもので、まるごと呑 みこんでしまえば効きめがあるが、かまれてしまっては効果がなく大部分は吐きだされ てしまうと。(ibid., p. 360)たとえ話は一見わかりやすいが、あまりせんさくしすぎると 変な理屈もとびだしかねないので注意しなければなるまい。

さて、ホップズもまた先人の例にならって「自然の光」と「恩寵の光」もしくは「福音の光」の区別を認めている。[cf. E. W. III, p. 604]「自然の光」というのは、もちろん「自然的理性」と別のものではない。ところが、ここで一寸気になる用語がある。それは次の文言 "What it is to captivate the undrstanding. But by the captivity of our understanding, is not meant a submission of the intellectual faculty to the opinion of any other man; but of the will to obedience, where obedience is due. For sense, memory, understanding, reason, and opinion are not in our power to change; but always, and necessarily such as the things we see, hear, and consider suggest unto us; and therefore are not effects of our will, our will of them. We then captivate our understanding and reason, when we forbear contradiction; when we so speak, as by lawful authority we are commanded; and when we live accordingly; which, in sum, is trust and faith reposed in him that speaketh, though the mind be

incapable of any notion at all from the words spoken." (E. W. III, p. 360)

少し長い原文の引用だが、筆者が下線を引いておいた箇所に着目してみたい。まず第一に "captivity" であるが、これは字義に即していえば「捕囚の状態」で、主人の命令には絶対的に服従しなければならぬ状態である。では、"the mysteries of our religion"に対して、理解力ないし悟性と訳される understanding および reason はただひたすら服従あるいは従属の態度をとるべしと命じているのであろうか。否、そうではなくして、服従することが当然だと思はれるときは進んで服従すべしと説いているのであろう。第二に引っかかるのは"trust and faith"という文言で、それは言わば命令的な形で語られてくることばについて、そのことばからいかなる notion (観念、考え、見解) も得ることができないにしても、そのように語る人を信頼し、また信仰すべしという意味だと述べている。「リヴァイアサン」の前半部ではかなりはっきりした言葉づかいが目につくホッブズも、このあたりでは何か歯切れのよくないことばが多用されている感じがいなめない。

それはともかくとして、第32章の終りの箇所で "Miracles ceasing, prophets cease, and the Scripture supplies their place."という小さな見出しをつけて、もはや奇跡も なくなり,予言者もいなくなった現時点では,拠りどころとなるものはただ一つ「聖書」 のみであり,「聖書」に一致するもの以外のいかなる教義にも耳をかすべきでないと断言 する。だが,キリスト教的コモンウェルスの政治的原理をもとめる場合,この「聖書」 をどのように活用したらよいのか。ホッブズは一般的方法論として "and from which (聖書), by wise and learned interpretation, and careful ratiocination, all rules and precepts necessary to the knowledge of our duty both to God and man, without enthusiasm or supernatural inspiration, may easily be deduced." (E. W. III, p. 365) を挙げている。この提言を受ける形で、ホッブズは第33章以下で旧約ならびに新約聖書 の内容について先ず一般的な点検を行なうのであるが、しかしその点検作業は現在の聖 書学者たちが行なっているように,聖書の各篇をその原資料とつき合わせたり,一々の 語句を可能なかぎり,アラム語やヘブル語,ギリシア語やラテン語とつき合わせるもの でなく,たとえば旧約の諸篇にしても,Church of England の権威によって聖書として 承認されているもの以外はとり上げるべきでないとしているし、またこのような諸篇は canon (正典), つまり "the rules of Christian life" として理解さるべきである。さら it: "; the question of the Scripture, is the question of what is law throughout all Christendom, both natural and civil." (E. W. III, chap. xxiii, p. 366)。なぜかと言えば、 およそキリスト教徒たる諸王たちは自分たちの領地においてどんな法律を設けるべきか は聖書のなかで規定されていないにしても、どんな法律を設けてはいけないかは規定さ れているからである。要するにホッブズによれば、聖書とは単に個人それぞれが心に抱 く信仰の書にとどまらず、およそキリスト教徒たるものがそれに準拠すべき「生活の規則」であり、その意味で natural law であるととともに、キリスト教徒たる統治者もこの規則に背くような法を設けるべきでないという拘束力をもった civil law だということになる。こうして第32章から第43章まで詳細に問題点を解明した第Ⅲ部はじっくり味読すべきものだが、筆者はその中から本稿に関係あるいくつかの問題を抽出して吟味してみるにとどめたい。

(7) "Church"の定義

第39章は「聖書における教会」ということばの意味について、ホッブズはその多義性を列挙している。たとえば、それは God's house that is to say, for a temple, wherein Christians assembled to perform holy duties, publicly を意味し、また、キリスト教徒の聖堂と偶像崇拝者のそれとを区別するために Church (Ecclesia) と呼ばれた。それゆえ Temple of Jerusalem は God's house であり、house of prayer であった。そのようにして、キリスト教徒たちがキリストを崇拝するために捧げられたどんな建物も Christ's house であり、ギリシアの神父たちはそれを Kuplaxip、i. e. Lord's house と呼び、そこから英語で kyrke ないし Church と呼ばれるようになった。

また Church が建物と解されない場合として、Grecian commonwealth における ecclesia、すなわち、a congregation、or an assembly of citizens [為政者が市民たちに語りかけるのを聞くために召集された会議] があげられる。これはローマでは concio と呼ばれ、その際市民に語りかけたものが ecclesiastes および Concionator と呼ばれた。しかもこの会議が法にかなった権威によって召集された場合は Ecclesia legitima [ギリシア語でέννομος ἐκκλησία]、また騒々しい叫び声によって興奮状態になった場合は a confused Church [ギリシア語ではἐκκλησία συγκεχυμένη] と呼ばれる。

さらに Church は、実際に会議していなくとも、会衆 (congregation) の一員としての権利をもつ人びとを指すこともある。また、時によってはキリスト教徒のなかの一定の部分を、また時には選民のみ(the elect only)を指している。そのほか「キリスト教の信仰を告白したものたちの a congregation assembled 〔この場合彼らの信仰告白は真実のときもあれば虚偽のときもあるが〕とも解される。

ホッブズが列挙した Church の意味は多様であって、日本人である筆者にはそんなにいろいろなニュアンスを帯びた語義があるのかと感心するばかりだが、そのなかでも、 Ecclesia はギリシアのコモンウェルス、つまり polis において ecclesia とよばれていたもの、為政者が所信を表明するために召集した市民の会衆ないし集会とおなじ意味をもつという解説に注目したい。 語義のせんさくはこれぐらいにして、ホッブズは「リヴァイアサン」を執筆していた時点で、この「教会」概念をどのようにとらえていたかを探ってみたい。彼は教会を定義して次のように誌している。"I define a CHURCH to be, a company of men professing Christian religion, united in the person of one sovereign, at whose command they ought to assemble, and without whose authority they ought not to assemble." (E. W. III, chap. xxxix, p. 459) なるほどこの「定義」は簡潔明瞭であって問題点はなさそうに見える。しかしこの定義が誌されている前後のテキストを読んでみるといろいろ疑義も生じてくる。初めに触れておいたように、ホッブズが「リヴァイサン」第III 部で論じているのは「キリスト教的コモンウェルス」であり、しかもそれは「教会」と全く同一物だと断言されている。"A Christian commonwealth and a church all one" (ibid., p. 460) また「キリスト教的コモンウェルス」と「市民的 [=政治的] コモンウェルス」とはその構造がアナロジカルに論ぜられている点が多いので、前者において sovereign (君主または主権者) が不可欠であるとされるなら、後者においても同じく主権者が要請されてこよう。

ところで、Leo Straussの指摘によれば、ホッブズは君主政こそもっとも自然的な、すなわち始原的な支配形態であることを認めてはいたが、同時に彼はいついかなる時点においても「自然的国家」と「人工的国家」との区別を維持していた、前者は「獲得によるコモンウェルス」であると。

L. シュトラウスが言うように、たとえ君主政擁護という理念は不変であったにせよ、 国家の形態が変れば君主すなわち主権者のありかたも変るはずであって、主権者の権力 行使の仕方、また臣民あるいは市民の服従の仕方も変ってこよう。またホッブズが「自 然的国家」と「人工的工家」との区別を終始みとめていたにしても、君主政しかも家督 相続的君主政こそ最善の国家形態であるという見解を最後まで保持していたらしいとい うことが、彼の国家論をかなり解りにくくしている原因にもなっていよう。

それはともかくとして、このような「市民的ないし政治的コモンウェルス」を下敷にして「教会的コモンウェルス」を考えてみる場合、後者すなわち「教会」を支配する主権者はどのような仕方で認定されるのか、またその主権者に対する信徒のありかたはどのようにあるべきものだろうか。

実はこの「定義」が述べられている直前のところでホッブズは "Church" の語義をいろいろ列挙しているが、その最後のところで彼は「マタイ伝、xwii, 17」の "Tell it to the Church; and if he neglect to hear the Church, let him be to thee as a Gentile, or publican." といふ文言を典拠にして、教会とは "a congregation assembled of professors of Christianity" (キリスト教の信仰告白者たちの会合している会衆) であり、そしてこの意味においてのみ「教会は一つの人格 (one person) と解される」、したがって教

会は"that it can be said to have power to will, to pronounce, to command, to be obeyed, to make laws, or to do any other action whatsoever. For without authority from a lawful congregation, whatsoever act be done in a concourse of people, it is the particular act of every one of those that were present, and gave their aid to the performance of it; (ibid., p. 459)" という存在になってくる。

ホッブズがまとめ上げたこの「定義」は一応明瞭にみえるが、しかしその中の若干のことばについてコメントしてみたい。その一つが"a congregation assembled"についてである。というのは assemble とは「会合する、あるいは集会をもつ」の意味であるが、しかし、それは単に「親睦的な会合」でもなければ、「上司の命令やお説教を聞くための集会」でもなくて、実はお互の信仰を確めあったり、組織の結束ないし運営をめぐっていろいろ論議したり決定をしたりする合議の場であろう。そして会議の結論に関しては会衆全員の同意が必要であり、またそれゆえにこそ集会の権威(authority)が生じてくるのである。ただし決議の採択にあたって会衆全員の合意が得られなかったり、また司会者と会衆との完全な一致が得られなかった場合どのように決着をはかるのか。もちろん宗教的会議と政治的会議の場合とでは全く同じようには論じられまいが、それでも authority を振りかざす以上やはり全員一致が望ましい。それのみならず、特に宗教的な authority が叫ばれるときには、単に形式的な全会一致だけにとどまらず、さらに教団指導者の確固たる信念と彼が表明する教義の正当性が最大の必要条件となるであろう。

もう一つ質しておきたいのは "a lawful cogregation" についてである。というのは, 上述の「定義」の直ぐ後で次のような文言がしるされているからである。"And because in all commonwealths, that assembly, which is without warrant from the civil sovereign, is unlawful; that Church also, which is assembled in any commonwealth that hath forbidden them to assemble, is an unlawful assembly." (E. W. III, p. 460)

筆者が下線で示した第1の疑点は「すべてのコモンウェルス」と複数で表現されている意味についてであり、第2は「市民的、すなわち政治的主権者から認可されていない会合は不法である」だけでなく、「会合が禁止されたコモンウェルスにおいて会合をもった Church もまた不法である」と述べられている点である。素直に読めば宗教的な会合をもとうとする場合にも the civil sovereign の許可が必要であり、その許可がないときには unlawful という烙印が押されることになろう。

さらにホッブズは引きつづいて「地上にはすべてのキリスト教徒が服従すべき universal Church は存在しない」とか、「命令したり、審判したり、赦免したり、断罪したり、その他なにかの行為をなし得るような a Church は、キリスト教徒から成りたっている a civil commonwealth と同じものであって、その臣民が人間(men)であるときには a civil state と呼ばれ、その臣民がキリスト教徒(Christians)であるときには a Church

と呼ばれるのである」,「現世的政府と霊的な政府(temporal and spiritual government)というのは,人びとが彼らの lawful sovereign を二重写しにして誤解させるためにこの世にもちこまれた二つのことばにすぎない」,「この世においては,国家でも宗教でもtemporal government のほかには政府といわれるものはない」,「また統治者はひとりでなければならず,そうでないと,コモンウェルスのなかで Church と State とのあいだ,spiritualists と temporalists とのあいだ,the sword of justice と the shield of faith とのあいだ,それのみならず,キリスト教徒めいめいの胸のなかで the Christian と the man とのあいだで,内紛と内乱がおこってくるにちがいない」,などの文言は,われわれのなかでも多くの異論や憶測を生みだしてくるものであろう。

(8) 「神の王国」における主権者たち

第40章は "Of the Rights of the Kingdom of God, in Abraham, Moses, the High-Priests, and the Kings of Judah" と題されている。いうまでもなく、イエス・キリスト出現以前のイスラエル民族の指導者たちがもっていた至高の権利についての論説である。ここではアブラハムが「神の王国」の最初の支配者あるいは主権者と看なされている。ついでその主権はイサクからヤコブへ、さらにしいたげられていたユダヤの民をエジプトから脱出させるときのすぐれたリーダーであったモーセに引きつがれた。モーセの死後は祭司長の手に、そして最後にユダヤの諸王の手に受けつがれていったのであるが、ホッブズの叙述はユダヤの王たちのところで打ち切られている。その理由は「バビロンの捕囚時代」(587-538 B.C.)およびその後のユダヤ人たちにはもはやコモンウェルスが存在しなくなったからとされている。およそ数百年間にわたるこの時期にイスラエルもしくはユダヤの民のなかに打ち樹てられた「神の王国」の主権者たちが掌中におさめた諸権利およびその継承手続きの正当性について、ホッブズは「旧約」のテキストを丹念に読みこなし、彼独特の見解を打ちだしている。ここではその詳しい記述を逐一追いかける必要はないが、その要点だけを抽出してみよう。

今さら事新しく切りだすまでもないが、「旧約」とは、イスラエルの神とその民とのあいだに交わされた「契約」あるいは「信約」の証をしるした文書である。そしてアブラハムこそはこの信約(covenant)を最初にむすんだ族長と考えられている。ただし、この信約は人と人とのあいだで結ばれるような「相互契約」ではなく、むしろ「神の命令」(the commands of God)であり、それをアブラハムとその子孫たちが認知し(acknowledge)、それに服従することを義務づけるものである。また、この神の命令はアブラハムが「自然の光」(the light of nature)によって気づくことができるもの(moral law として)だけでなく、さらに神が特別な仕方で、つまり「夢とか幻によって」(by

dreams and visions) 彼に伝えられるものも含まれている。

さて、ホッブズは「神とアブラハムとの契約」に関連して次のように述べている。すなわち、「神の民にたいする統治」(the government of God's people) について三つの重要な帰結が見いだされる。

- 1° この契約がむすばれるとき、神はアブラハムにのみ語った。したがって、神が直接に語らなかった人びとは神の実定的な命令(the positive commandments of God)を、彼らの主権者から受け取るべきである。言いかえれば、アブラハムは彼の民の宗教を命ずる唯一の権力を有していた。
- 2° アブラハムの民のうちの誰かが、自分勝手な幻や霊、あるいは他の神の啓示(private vision or spirit, or other revelation from God) をもちだして、アブラハムが禁止している教義を支持する場合には、彼がこれらの者たちを処罰することは不法ではなかった。
- 3° アブラハムのみが、神が何を語ったかについての唯ひとりの判定者であり解釈者であった (Abraham sole judge and interpreter of what God spake)。

上に述べた三つの点は、確にイスラエル民族の始祖 Abraham について言えばまさにその通りであろう。アブラハムは古代イスラエル民族にとって宗教的にも政治的にも絶対的な主権者であったのであり、そしてホッブズがさかんに執筆活動をしていたころ、Robert Filmer(1589-1653)のような「王権神授論者」がその論拠にしていたのも、このアブラハムの掌中にあった主権概念だったのである。

アブラハムについては異論のなかった「神の王国」の主権は彼以後どのように受けつがれていったのか、についてホッブズは次のように述べている。すなわち、アブラハムが神と交した同じ契約は、彼の子 Isaac、さらに Jacob のときに「更新された」(the same covenant was renewed with Isaac and afterwards with Jacob)ので問題にならないが、モーセ(Moses)の場合どうなったかと言うと、モーセはエジプトから解放されたイスラエル人たちを引きつれてカナーンの地を目指したリーダーであったが、実は彼が苦難の旅路を経てシナイ山のふもと(the foot of Mount Sinai)に到着するまで、神との契約はなされておらず、この山麓ではじめてイスラエルの民が「特殊な神の王国」(the peculiar kingdom of God)の民になる仕方は、人民の意志を代表してシナイ山に登ったモーセと神とのあいだで「契約の更新」がなされたがためだ、と論じられている。

ところが、モーセがどうして本当の意味で「神の王国」の主権者となったかという根拠についてホッブズは独自の見解を打ちだしているように思える。というのは、モーセが「神の代理者」(God's lieutenant)と考えられたにしても、それはモーセの神聖さ(his sanctity)、彼が神と話を交わしたという現実性、また彼がみせた奇跡の真実性にもとづいたものにすぎず、実をいうとモーセは「アブラハムの権利の継承者としてイスラエル

人たちを統治する権威」(authority to govern the Israelites, as a successor to the right of Abraham) を「相続によって」(by inheritance) という形で要求することができなかったから、イスラエルの民が本当の意味でモーセを「神の代理人」と認知すべき義務を負ってはいないという理屈になる。では、一体どんな根拠にもとづいてモーセに服従する義務をもつにいたったのか。

ホッブズは言う、「モーセの権威は、他のすべての王侯たちの権威のように、人民の同意と、彼にたいする服従の約束にもとづかねばならない」(His [モーセの] authority therefore, as the authority of all other princes, must be grounded on the consent of the people, and their promise to obey him. E. W. III,p. 464)「同意と服従」とはホップズがコモンウェルス成立の不可欠のキーワードとするものだが、モーセの場合どういう形でそれが表示されているのであろうか。その典拠として示されているのが「出エジプト記」第20章で、そこではモーセに引率されてシナイ山のふもとまで辿りついたイスラエルの民が、山頂にとどろく雷と稲妻、ラッパのひびきと、山が煙っているさまを見て、怖れおののき遠くはなれて立っていたが、彼らはモーセにむかってこう言った。"、speak thou with us, and we will hear, but let not God speak with us lest we die." (Exod. xx. 18, 19) ここに彼らの promise of obedience (服従の約束)が成立し、そしてこの約束によって彼らは「神の命令」としてモーセから伝えられるものは何であろうとも、すべてそれに服従するように義務づけられたのであると解釈されている。

さらにホッブズの解釈によれば、「契約」は「祭司の王国」(a sacerdotal kingdom)つまり「Aaronに継承される王国」を設立するにもかかわらず、この継承はモーセの死後のことでなければならない。その理由は、コモンウェルスの最初の設立者として政策を秩序づけ確立するものは、彼がそれを行なっているあいだは人民にたいして「主権」を有しているはずだから。またモーセが彼の時代を通じてこの権力をもっていたことは「聖書」の記載によって明白に確認できることである。その証拠は、さきに引用した章句にしるされているように、人民が服従を約束したのはアロンに対してでなく、モーセに対してであったから。また、同じく「出エジプト記」において"And God said unto Moses, Come up unto the Lord, thou and Aaron, Nadab and Abihu, and seventy of the Elders of Israel. And Moses alone shall come near the Lord, but they shall not come nigh, neither shall the people go up with him." (Exod. xxiv. 1, 2) これによって明らかなのは、神に近づくことを許されたのはモーセだけであって、アロンも他の祭司たちも、70人の長老でもなかったのである。

神がモーセとアロンとのあいだに大きな落差をつけておられたことは、"the Lord spake unto Moses"という語句が"Exodus"の Chap. xxv~xxxiや"Leviticus(レビ記)"のなかに多く見いだされるが、アロンにむかって語られたという語句はほとんど見

あたらない。またモーセがシナイ山の頂にいたあいだにアロンが民の要望をいれてつくった金の子牛を下山して見たモーセが怒ってそれを火中に投じたとか,あるいはモーセがクシ (Cushi, エジプトのこと)の女をめとったとき,これを烈しく非難したアロンとミリアム (Miriam) にたいしてと神がモーセを支持する審判を下された話 (「民数記」xii章) をもとにして,ホッブズは次のように断定している。"Moses alone had next under God the sovereignty over the Israelites; and that not only in causes of civil policy, but also of religion: for Moses only spake with God, and therefore only could tell the people what it was that God required at their hands." (E. W. III, p. 466) さらにホッブズは「キリスト教コモンウェルスにおいては,モーセの地位を占めるもののみが神の唯ひとりの使者であり,また神の命令の唯一の解釈者である」(ibid., p. 467) と結論するのである。

ホッブズがモーセこそ「神の王国」の主権者であると結論づける論理は、決して「旧 約聖書」に加えられた恣意的な解釈ではなく、むしろ「聖書」を典拠にしながら、キリ スト教政治学の主要原理、すなわち主権者のもつ権利とそれに対する臣民あるいは人民 の義務はいかなるものであるかを「自然理性」あるいは「自然の光」によって解明しよ うとしたものにほかならない。

ホッブズは「リヴァイアサン」第III部第35章の初めにこう語っている。"Kingdom of God"について聖職者たちはその著作のなか、特に信仰についての説教や論文においては、普通それを死後至高天でエンジョイする「永遠の至福」のことと解され「栄光の王国」(Kingdom of glory)とよび、また時にはその至福の保証としての sanctification(聖化、成聖)と解され「恩寵の王国」(Kingdom of grace)と名づけられている。だが、決して「王政」の意味に、つまり臣民の同意によって獲得された、神が臣民にたいしてもつ最高権 (monarchy, that is to say, the soveriegn power of God over any subjects acquired by their own consent, E. W. III、p. 396)と解されることはない、と述べており、「神の王国」の本来的な意味は、イスラエルの民が投票という特殊な仕方で設立した王国である(a kingdom properly so named, constituted by the votes of the people of Israel in peculiar manner;)。具体的にいうと、神がイスラエルの民に Canaan の地の所有を約束したことによって、彼らが神を自分たちの王として選んだのである、ということになる。

「旧約」にしても「新約」にしても、Testament は確に「契約」、神と人とのあいだにむすばれる堅い約束あるいは信約の意味をもつ。その契約概念をホッブズは政治的契約の意味に解し、神または神の代理人がもつ「主権」と、主権者の約束を信じて自発的同意による「服従の義務」を表明するキリスト教的コモンウェルスの原型を「旧約」の世界にもとめるホッブズの発想は、当時の聖職者や神学者、いやそれだけでなく多くの知

識人にとっても意表をつかれた恰好で、大きな戸惑いを感じたことであろう。一般的に言って「リヴァイアサン」にたいする拒絶反応は相当強かったと推測してよく、また Charles IIによる王政復古後 (1660年) も、この著作に思想検閲をおこなうべきだとする動きもあったと伝えられるが、王党派の人たちにとっても身体にとげが刺さっている感じはなかなか消えなかったにちがいない。ちなみにオランダの哲学者 Baruch de Spinoza (1632-77) が匿名で公刊した「神学―政治論」(Tractatus Theologico-Politicus)がヘブライ語の原義にまでさかのぼって「旧約聖書」の字句に鋭いメスを入れたため瀆神の書として烈しい非難を浴びたのを想いおこすと、イングランドとオランダとの国情のちがいがあるにしても「聖書」の読みかた・取り扱いかたは、一歩あやまると大変なことになりかねない時代であっただけに、ホッブズの所説にも鋭い監視の眼がひかっていたことであろう。

それはさておき、イスラエルの世界では「神の王国」の主権はモーセ以後どのように受けつがれていったのであろうか。ホッブズによると、アロンが没したのち間もなくモーセも没すると、「神の王国」は「祭司の王国」(a sacerdotal kingdom)として「契約」によってアロンの息子 Eleazar に受けつがれた。このさい「主権」の継承は神がエレアザルを、「神につぐ主権者」であると宣言し、同時に Joshua をかれらの軍隊の将軍に任命した、と「民数記」(27章21)をその典拠にしている。そして Eleazar に与えられた主権の中身は、宣戦と講和に関する最高権力、司法の最高権力であり、さらに神の礼拝様式についても Saul (イスラエル民族最初の王、在位 B. C. 1020-1000)のときまで最高権威(the supreme authority)をもっていた。したがって、祭司長は政治的権力と教会的権力(the civil and ecclesiastical power)の両方を掌握しており、且つその権力は「神からの直接の権威」(authority immediate from God)によって保証されていたと解されるのである。

エレアザルとヨシュアについで、ホッブズが取り上げたのは、ヨシュアの没後からサムエルの誕生まで、「旧約」では「士師記」に誌された時代である。「士師」とは英語でJudges と訳されていることばだが、邦語で「裁判官」と言われているものよりずっと広汎な役割をもち、実質的には指導者あるいは支配者である。この士師たちについてホッブズは、彼らには sovereign power と呼ばれるものはなかった、つまり「かかる主権者的権力の行為ならびに行使」(the act and exercise of such power)はなかったが、しかし「統治行為でなく、統治の権利について考えるなら、主権者の権力はなお祭司長にあった」とされる。(But if we consider not the exercise, but the right of governing、the sovereign power was still in the high-priest. E. W. III、p. 470)見方によってはquaestio facti と quaestio juris の使いわけであるが、「そのころイスラエルには王がなかった」(士師記、17・6、18・1、19・1)と誌されており、そしてホッブズは "there

was no king" ということばは、"there was no sovereign power" の意味である(ibid., p. 469)と規定しているかぎり、祭司長に「名実ともの主権者」という呼称は与えにくいが、しかし「統治にたいする特別な召令をもっていた」(And neither the judges nor Samuel himself had an ordinary, but an exordinary calling to the government; ibid., p. 470)という、やや苦しい理由づけをしているのである。

「士師」の時代が終わると「王」の時代が開かれてくる。最初の王となったのが Saul (在位 B. C. 1020-1000)で、彼は Samuel によって見いだされ、油をぬられて王となった そうだが、やがて民の信望を失ない、サムエルもまたサウルを退けて、そのかわりに David に油をぬって王とした (B. C. 1000-961)。第 3 代目のイスラエル王が Solomon (B. C. 961-922)で、亡国の民が栄華の昔をなつかしんだのがこのダビデ、ソロモンの時代で あった。しかしソロモンの死後は分裂し、北の王国イスラエルと南の王国ユダとして諸王が統治したが、前者の首都 Samaria は B. C. 722-721陥落し、後者の首都 Jerusalem も B. C. 587陥落して、以後約50年間 Babylonia の捕囚時代へとつづくのである。

「旧約聖書」では「サムエル記」上,下,「列王紀」上,下,「歴代志」上,下,に誌されている時代がこれに相当し,その間いろいろな出来事があったようだが,ホッブズはそれらについてあまり論及せず,一括して "Of the rights of the kings of Israel" という項目のもとで,この時代のコモンウェルスの支配者たるイスラエルおよびユダの諸王の最高権力と宗教上の権威について述べ,"And for the government of civil affairs, it is manifest, it was all in the hands of the king." (E. W. III, p. 471),また宗教における至上権(supremacy)についても,王が講和と戦争の双方において the whole authority を所有していることは,とりも直さず王が the ordering of religion においても全権限をもっていることを意味し,もっと具体的には,「ソロモン王が Abiathar を主の祭司職から追放した」(1 kings,ii,27)という記述は,つまり王が祭司長にたいしても彼より上位に立つ権威を有していた大きなしるしだと断定しているのである。

こうしてホッブズは次のように結論する。"To conclude; from the first institution of God's kingdom, to the captivity, the <u>supremacy of religion</u> was in the same hand with that of the <u>civil sovereignty</u>; and the priest's office after the election of Saul, was not <u>magisterial</u>, but <u>ministerial</u>." (E. W. III, p. 472) すなわち、イスラエルにおける「神の王国」は祭政一致あるいは神権政治的体制であった、またサウルが国王に選ばれたのちの祭司の職務は為政者的なものでなく、代理者的なものにすぎないときめつけている。

ところが「バビロンの捕囚時代」には、ユダヤ人はいかなるコモンウェルスも持たなかったし、またペルシア王クロス(Cyrus、在位 B. C. 549-529)によって捕囚状態がとかれ故国に帰ってからのユダヤ人たちは神との契約を更新したといっても、Esdras (=

国家と教会(2) — Hobbesの政治哲学に関する一考察 —

Ezra, ユダヤの祭司)に対しても、他の何びとに対しても「服従についての約束」はしなかったと述べている。ホッブズはコモンウェルスの成立要件として「神との契約」ならびに「民のがわからの服従(obedience)の約束」を不可欠のものとしており、したがってその契約概念が確認されないかぎりコモンウェルスは非存在とみなすのであって、その意味で次の段階のコモンウェルスはイエス・キリストの出現以後ということになる。

注

- (1) 1651年の初版本では COMMON-WEALTH となっていた。
- (2) R. Polin: Hobbes, Dieu et les hommes, P. U. F., 1981, p. 76
- (3) 引用した原文にしるした下線は筆者がその箇所を特に注意してもらうために補ったもので、以下同様である。
- (4) ラテン語で talentum, ギリシア語で talanton と綴られ, 古代ギリシアの貨幣単位であった そうだが、タラントはまた古代ベブライ・アッチカの貨幣単位でもあったと辞書は誌して いる。ここでは「財貨」と「才能」との両方の意味を重ねている。
- (5) Leo Strauss: Hobbes' Politische Wissenschaft, 1965添谷,谷,飯島訳:ホッブズの政治学(みすず) 1990, p. 82-83

le 8, oct. 1995 (未完)